

# 生徒手帳



北海道野幌高等学校

## 日 課 表

ア 登校は、8時35分までに教室に入る。

1学年での日課表は次のとおりです。

### ベーシック日課

7月前半までの日課表	
登校時間	8:35 <u>(以降は遅刻)</u>
S H R	8:35 ~ 8:45
1 校 時	8:50 ~ 9:20
2 校 時	9:30 ~ 10:00
3 校 時	10:10 ~ 10:40
4 校 時	10:50 ~ 11:40
5 校 時	11:50 ~ 12:40
昼 休 み	12:40 ~ 13:20
6 校 時	13:20 ~ 14:10
7 校 時	14:20 ~ 15:10
S H R	15:10 ~ 15:15
清 掃	15:15 ~ 15:30
放 課	15:30

### 通常日課

7月後半以降の日課表	
登校時間	8:35 <u>(以降は遅刻)</u>
S H R	8:35 ~ 8:45
1 校 時	8:50 ~ 9:40
2 校 時	9:50 ~ 10:40
3 校 時	10:50 ~ 11:40
4 校 時	11:50 ~ 12:40
昼 休 み	12:40 ~ 13:20
5 校 時	13:20 ~ 14:10
6 校 時	14:20 ~ 15:10
S H R	15:10 ~ 15:15
清 掃	15:15 ~ 15:30
放 課	15:30

なお、2・3年生については、右の通常日課で生活しています。

校 訓

「実践自立」

学校教育目標

～野幌高校のめざす生徒像～

- 豊かな人間性
- 挑戦する意欲
- 持続可能な社会を担う力

## 本校の沿革

昭和 23 年 10 月 20 日	北海道野幌高等学校設立認可 1 学級で発足
昭和 23 年 12 月 21 日	北海道立教育研究所で入学式挙行
昭和 30 年 4 月 5 日	志願者増により 1 学級増となる
昭和 43 年 9 月 1 日	創立 20 周年記念式典挙行
昭和 46 年 12 月 10 日	学科転換により定時制募集停止
昭和 47 年 4 月 8 日	第 1 回全日制普通科入学式挙行（4 間口 180 名）
昭和 48 年 4 月 8 日	全日制普通科 6 間口（2 間口増）となる
昭和 49 年 10 月 13 日	校舎改築第 1 期工事着工
昭和 50 年 3 月 1 日	定時制課程農業科閉科記念式典挙行
昭和 50 年 4 月 8 日	全日制普通科 7 間口（1 間口増）
昭和 53 年 12 月 20 日	新校舎に移転完了（校地 56,403,84m <sup>2</sup> ）
昭和 54 年 3 月 26 日	柔剣道場完成
昭和 54 年 9 月 29 日	創立 30 周年記念式典並びに新校舎落成記念式典挙行
昭和 56 年 4 月 8 日	全日制普通科 8 間口（1 間口増）となる
昭和 58 年 4 月 8 日	全日制普通科 10 間口（2 間口増）となる
昭和 61 年 4 月 1 日	1 学級定員 46 名となる
昭和 63 年 7 月 23 日	創立 40 周年記念式典挙行
平成 元年 4 月 1 日	全日制普通科 11 間口（1 間口増）となる
平成 2 年 4 月 1 日	全日制普通科 10 間口（1 間口減）となる
平成 4 年 3 月 23 日	第二体育館落成
平成 4 年 4 月 1 日	1 学級定員 45 名となる
平成 7 年 3 月 10 日	サッカー場防球ネット設置
平成 7 年 4 月 1 日	1 学級定員 43 名となる
平成 8 年 2 月 19 日	野球場防球ネット設置
平成 8 年 4 月 1 日	1 学級定員 40 名となる
平成 9 年 2 月 17 日	防災対策校舎改造工事完成（第一次）
平成 9 年 12 月 15 日	防災対策校舎改造工事完成（第二次）
平成 10 年 10 月 10 日	創立 50 周年記念式典挙行
平成 14 年 4 月 1 日	全日制普通科 9 間口（1 間口減）となる
平成 15 年 2 月 27 日	平成 14 年度 石狩管内教育実践奨励表彰受賞
平成 17 年 11 月 1 日	北海道情報大学との高大連携に関する協定の締結
平成 19 年 12 月 21 日	北海道情報大学との e ラーニング教材開発に関する協定の締結
平成 20 年 1 月 15 日	コンピュータ室増設工事完成
平成 20 年 4 月 1 日	学校教育目標等の改訂、フィールド制による教育課程の導入
平成 20 年 10 月 4 日	創立 60 周年記念式典挙行
平成 23 年 4 月 1 日	全日制普通科 8 間口（1 間口減）となる
平成 26 年 4 月 1 日	全日制普通科 7 間口（1 間口減）となる
平成 28 年 12 月 13 日	北海道科学文化協会 平成 28 年度科学（理科）教育活動実践クラブ表彰受賞
平成 29 年 2 月 27 日	平成 28 年度 石狩管内教育実践奨励表彰受賞
平成 29 年 4 月 1 日	全日制普通科 6 間口（1 間口減）となる
平成 30 年 2 月 27 日	校舎大規模改造工事完成（第一期）
平成 30 年 4 月 1 日	全日制普通科 5 間口（1 間口減）となる
平成 30 年 9 月 14 日	創立 70 周年記念事業講演会
平成 30 年 12 月 25 日	校舎大規模改造工事完成（第二期）
平成 31 年 4 月 1 日	全日制普通科 4 間口（1 間口減）となる
令和 元年 9 月 28 日	創立 70 周年記念式典挙行
令和 2 年 4 月 1 日	全日制普通科 3 間口（1 間口減）となる
令和 4 年 4 月 1 日	全日制普通科 3 間口（4 チーム）アンビシャススクールとなる

# 北海道野幌高等学校

## 校 歌

松本 達雄 作詞

加藤けん三 作曲

ひろの かぜ きた みやこ のぞ おか  
広野にわたる風さやか 北の都を望む丘  
くもゆうえん とき つ まな や た  
雲悠遠の時を告げ わが学び舎はここに建つ

むらがる いばら つるくさや げんし もり いど  
むらがる茨 蔓草や 原始の森に挑みたる  
ふ そ ねが わこうど ふとう い き はな  
父祖の願いは若人の 不撓の意気に花ひらく

ああゆく みち はけわしくて くるしみ はつねに みみ  
あおぞら ち とく りそう はた  
蒼穹のもと知と徳の 理想の旗をかかげなむ  
りそう はた  
理想の旗をかかげなむ

ノッポロ ノッポロ ノッポロ 野幌高校

*mf*



ひろのにわたる かぜ - さや か きたの - みやこ  
 ああゆくみちは け わ - しく て くなん - はつね

*mp*



を の そ - むお か く もゆ う え - ん - の  
 に み つ - ると も あ おぞ らの - も - と



と き - を つ げ わがま なびや は こ こ - に た  
 ち と - と く の りそ

*mp*



つ むらがる いばら つる - く さ や

*mf*



げんしの もり に い ど み た る ふ その ね が い は

*f*



わかうどの ふとう - の い き に は な - ひら く

*f*



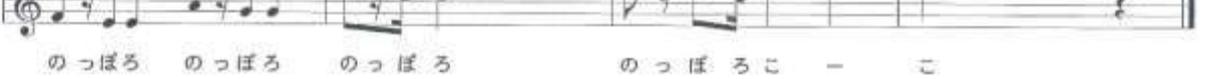
う の は た を か か げ な ん りそ

*mp*



う の は た を か か - げ な ん

*mp*



のっぼろ のっぼろ のっぼろ のっぼろこ - こ

# 学習に関する規程（抜粋）

## 第 1 章 履修及び修得

### （履修・修得）

第 1 条 生徒は教育課程により定められた教科・科目及び総合的な探究の時間（以下「教科・科目等」という。）の単位をすべて履修するものとする。

2 生徒は履修した教科・科目等の単位はすべて修得するものとする。

### （履修の認定）

第 2 条 当該教科・科目等の授業時数の 80%以上出席したとき、その教科・科目等を履修したものとする。

（1）1単位の標準授業時数を、1・2年は「単位数×35週」、3年は「単位数×30週」とする。

（2）以下略

### （修得の認定）

第 3 条 当該年度末において、次の各号を満たした教科・科目等について、校長は認定会議を経て単位の修得を認定する。

（1）教科・科目等の履修が認定されていること。

（2）教科・科目の評定が「2」以上であること。

### （特別活動の履修）

第 5 条 生徒はすべての特別活動の内容を履修するものとする。

### （特別活動の履修の認定）

第 6 条 特別活動については、実施授業時数の 80%以上出席したとき履修したものとする。ただし、欠課時数が 20%を超える場合は不足時数を補充する。

## 第 2 章 課程の修了及び卒業の認定

### （課程の修了の認定）

第 7 条 校長は、当該学年において次の各号をすべて満たした生徒について、その課程の修了（進級）を認める。

（1）当該学年に履修したすべての教科・科目等の単位を修得していること。

（2）特別活動を履修し、その成果が目標に照らして満足できるものと認められること。

（3）当該学年において、年間出席すべき日数の 80%以上出席していること。

2 略

### （卒業の認定）

第 8 条 生徒が前条の規程により第 3 学年の課程を修了したと認められたとき、校長はその生徒の卒業を認める。

(原級留置)

- 第 9 条 当該学年において、その課程の修了を認められなかった生徒については原級留置とする。
- 2 原級留置のときは、翌年度の当該学年の教育課程のすべての教科・科目等及び特別活動を履修する。

## 第 6 章 出席及び欠席

(出席及び欠席)

- 第 29 条 欠席とは、その日全く出席しなかった場合をいう。ただし、「公欠」「出席停止・忌引等」の場合を除く。
- 第 30 条 遅刻とは、規定の時刻までに登校しなかった場合、及び朝のショートホームルーム開始後に教室に入室した場合をいう。
- 第 31 条 早退とは、帰りのショートホームルーム終了以前に退室した場合をいう。

(出席停止・忌引)

第 32 条 次の各号に該当する場合は、「出席停止・忌引等の日数」として処理する。

- (1) 学校教育法第 11 条による懲戒のうち停学の日数。
- (2) 学校保健安全法第 19 条による出席停止の日数並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により隔離等の措置が講じられた場合等の日数。
- (3) 学校保健安全法第 20 条により臨時に学年の一部の休業を行った場合の日数。
- (4) 北海道立学校条例施行規則第 8 条（授業料滞納）による出席停止の日数。
- (5) 忌引の日数。
  - ア 父母 7 日
  - イ 祖父母・兄弟姉妹 3 日
  - ウ ア、イ以外の親族 1 日
  - エ 父母・祖父母・兄弟姉妹の法要 1 日ただし、遠隔地の場合は、実際の移動に要した日数を加えたものとする。
- (6) 非常変災等、生徒若しくは保護者の責任に帰することができない理由で欠席した場合、又は学校感染症等の流行により、その予防上欠席した場合で、校長が出席をしなくてもよいと認めた日数。
- (7) 選抜のための学力検査の受検、その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数。

(授業への出欠席)

- 第 33 条 授業時間の 50% を参加した場合は出席とし、50% 未満の場合を欠課とする。短縮授業の時も同じ扱いとする。

(特別欠課)

第34条 第32条に該当する場合、及び生徒の責任に帰することのできない理由で欠課した場合は、教科・科目等及び特別活動が「特別欠課（特欠）」となる。  
特別欠課は単位認定の際考慮できる。

(公認欠課)

第35条 次の各号に該当し、所定の手続きをとり承認を受けた場合は、その生徒のホームルーム出席簿は出席とし、教科・科目等の出席簿は「公認欠課（公欠）」とする。公認欠課は単位認定の際出席として扱う。

(1) 学校代表として

ア 慶弔に参列したとき。

イ 高体連・高文連・高野連及び国民体育大会及び各種協会・連盟主催の行事に参加するとき。

(2) 進学・就職の受験のとき。

ただし、受験場所が遠距離の場合は、実質旅程日を含める。

(3) その他校長が認めたとき。

## 第8章 ベーシック科目

(履修・修得)

第43条 ベーシック科目は、原則的に30分授業で毎日実施し、通常時程の1校時・2校時に入れる。2・3年生の時程にあわせるため、ベーシックの時程でのチャイムは鳴らさない。ただし、時間割編成の都合上、各科目とも3週で2回は通常の50分授業を行う。

2 1単位分の授業を前期集中型で行い、終了のめどは7月上旬とする。

3 ベーシック科目の終了後は、「現代の国語」「数学Ⅰ」「英コミⅠ」の1単位分を増単して時間割を編成する。

第44条 授業時間の50%以上の授業に参加した場合は出席とし、50%未満の場合を欠課とする。短縮授業などにおいても同じ扱いとする。

(履修の認定)

第45条 実施授業時数の80%以上出席したとき、その教科を履修したものとする。ただし、12回以上欠席した場合は不足時数を補充する。

(評価・評定)

第46条 (中学校で履修済みの内容を扱うという観点から)評価・評定については、2～5の範囲で行うものとする。

(定期考査)

第47条 定期考査は実施せず、単元、学習のまとめ等で観点別評価を行う。

## 考 査 心 得

1. 筆記用具、消しゴム及び教科で指定したもの以外はカバンに入れ、机の中には一切物を入れないこと。
2. 携帯電話・スマートフォンなどの電子機器を自己管理する場合は、必ず電源を切りカバンの中にしまうこと。
3. 考査の席順は指定された席で受験すること。
4. 左右の机の間隔はできるだけ離すこと。
5. 受験中、消しゴムやシャープペンシル（または芯）などの貸し借りをしないこと。
6. 受験中は原則として途中退出をしないこと。
7. 終了合図とともに筆記用具を置くこと（終了合図の前に解答用紙の提出はできない）。
8. 不正行為をした者、正当な理由がないのに欠席した者、考査の実施を妨害した者は、当該教科・科目の成績を0点とし、厳重に指導されること。
9. 受験して解答用紙を提出しない場合には、その科目の得点を0点とすること。
10. （特に冬期間）膝掛けや毛布等は使用しないこと。

# 生徒心得

本校生徒は、つねに、学生としての本分を忘れず、この心得を守ってお互いに人格を尊重しあい、自分の都合ばかりを考えないで、他人のためにも力をつくそうとする心をもって生活しよう。

## I 校内生活

1. 始業時刻、その他決められた時刻を厳守し、団体生活に支障のないようにする。
2. 欠席の場合は、あらかじめ保護者からホームルーム担任に届け出る。
3. 欠課、または早退するときはホームルーム担任の許可を受ける。特に早退の場合は、許可証を携帯する。
4. 教科授業の始めと終わりは礼をする。
5. 金銭については、各自で責任をもって管理し、必要以上持参したり、貸借したりしない。
6. 上靴は学校指定のものとする。
7. 放課になるまで許可なく外出しない。やむをえず外出するときはホームルーム担任の許可を受けてからとし、許可は生徒手帳記入により行う。
8. 下校時刻以降及び休日中の校舎使用については、担当教職員を通じ、許可を得てから使用する。
9. 校舎内外の美化につとめ、土足や落書き、その他校舎校具を破損することがないようにする。
10. 危険物（刃物やライター等）や盗難の恐れのある高価なものは学校に持ち込まないこと。

## II 校外生活

1. 外出するときは、身分証明書を携帯する。
2. 校内外を問わず、喫煙、飲酒、あるいは暴力、脅迫行為等、本校生徒として著しく品位をきずつける行為をしない。
3. パチンコなどのギャンブル行為の店には出入りしない。
4. 住所に変更のあった場合は、所定の様式によりただちにホームルーム担任に届け出る。
5. 旅行、登山、キャンプ等の実施にあたっては、目的、行先、経費、日程、氏名等を明確にし、保護者の承認を得る。
6. 外出の際は、家人に行先、帰宅時間を明示し、心配をかけぬようにする。
7. 夜間の外出はできるだけ避け、午後10時には帰宅しているようにする。
8. 友人、知人間の宿泊は、双方の保護者の承認を必要とする。
9. 映画、興行物などについては、青少年に観覧させることを禁止されたものを除き、それぞれ正しい判断によって選ぶ。
10. 交通規則を遵守すること。特に無免許での車両の運転・乗車など危険な行為は絶対にしないこと。

### Ⅲ 政治的活動

1. 校内における政治的活動等は、学校教育上の支障が生じる場合に限り、制限、あるいは禁止する。
2. 校外での政治活動は、違法、暴力的な活動になるおそれが高いと認められる場合、学業や生活に支障があると認められる場合、学校教育の円滑な実施に支障があると認められる場合に限り、制限、あるいは禁止する。

### Ⅳ 服装・頭髪等

1. 服装は本校所定のものを正しく着用する。別掲図示
  - ①本校指定の濃紺ジャケットを着用しネクタイを襟元に正しくつける。
  - ②夏期（概ね6月～9月）には上衣を指定半袖シャツとし、寒い場合は本校指定のベスト・カーディガン・本校指定の濃紺ジャケットを着用する。
  - ③スカート丈は膝頭を中心に+-5cmを目安に着用する。ウエストの部分で折り返すことはしない。
  - ④男女とも制服を变形しない。
  - ⑤夏季にシャツを着る際には、ボタンをひとつまで開けてもよい。
2. 上着・コート類  
通学に支障のないものとし、指定のジャケットを着ずに、コート類を着用しない。
3. 靴下  
スカートを着用する場合は、黒、または濃紺のソックスとする。
4. 外靴  
通学に支障のないものとし、ヒールやサンダル、スリッパなどは禁止とする。
5. 装身具等
  - ①指輪、ネックレス・ブレスレット・ピアス等の装身具をつけない。
  - ②学習活動に支障が出る、異様で奇異な化粧や、グリッターメイク（ラメメイク）等は禁止とする。
  - ③マニキュア、カラーコンタクト等はしない。
6. 頭髪等  
清潔を心がけ、他に不快な感じを与えないようにする。異様で奇異な髪型は禁止とする。
  - ①頭髪には故意に手を加えない。頭髪の染色や脱色、パーマ・エクステ等をしない。
  - ②眉には、極端に手を加えない。

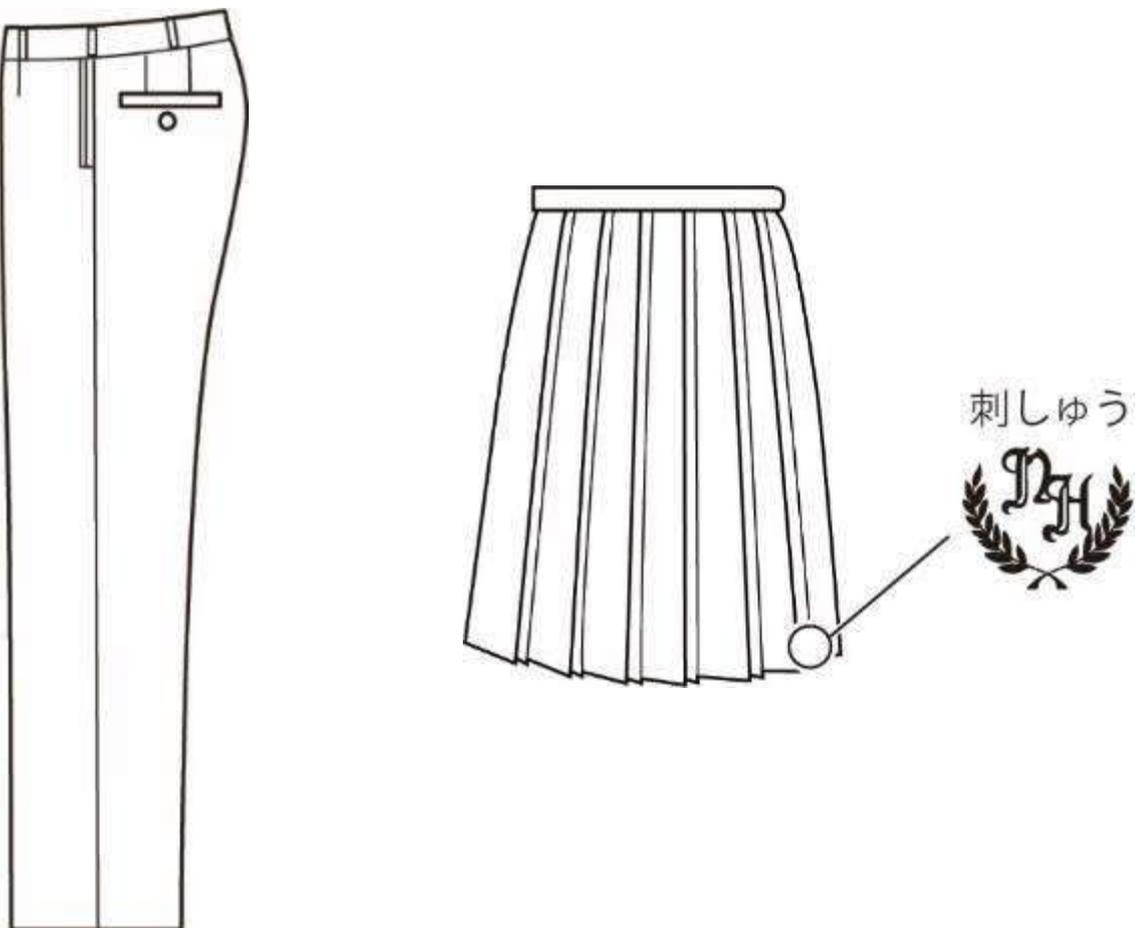
資料 制服（令和元（2019）年度入学生より）

【全員購入品】

(1) 上衣（右ボタン・左ボタンのどちらかを選択してください。）



(2) 下衣（スラックス・スカートを選択してください。複数購入可。）



- (3) シャツ (右ボタン・左ボタンのどちらかを選択してください。)  
ただし、長袖1枚・半袖1枚の計2枚は必ず購入してください。

<長袖シャツ>

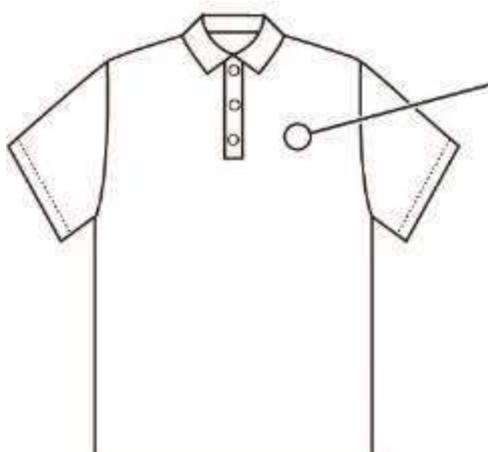


刺しゅう  
NH



刺しゅう  
NH

<半袖ポロシャツ>

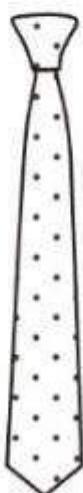


刺しゅう  
NH



刺しゅう  
NH

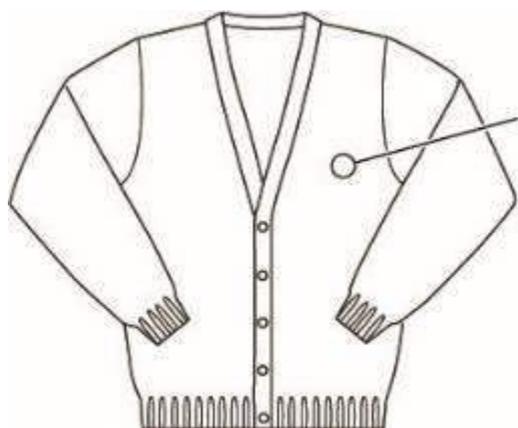
- (4) ネクタイ



【任意購入品】（全員購入ではなくオプション扱いです。）

ただし、下記の本校指定のものしか着用できません。

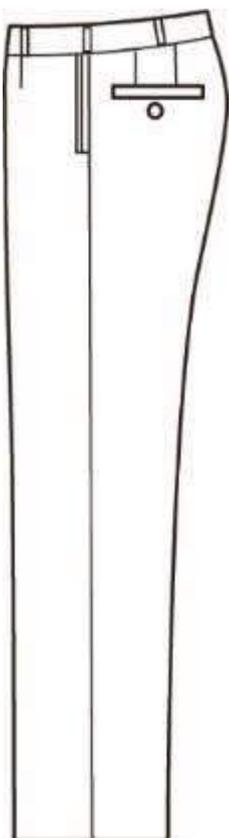
<長袖カーディガン>



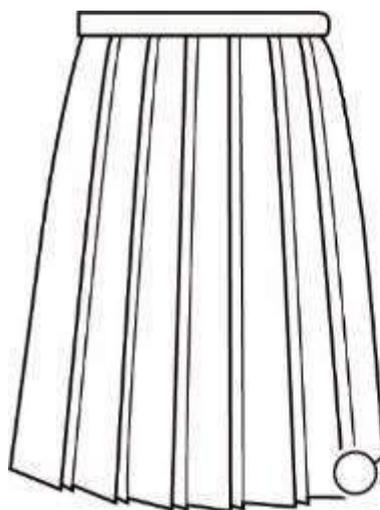
<ニットベスト>



<夏季用スラックス>



<夏季用スカート>



## V 男女等交際

つねに学生であることを自覚し、節度を持ち、双方の保護者の意見を尊重すること。

## VI 交通安全

### 1. 列車・バス通学生等

- ①定期券の期限に注意し、不正乗車のないようにすること。
- ②係員の指示に従い、高齢者、幼児、妊婦、病弱者等には、席をゆずるように心がけること。また、乗物内では静粛にし、他の乗客の迷惑にならないようにつとめる。
- ③乗車時の集合は早めにして列を守り譲り合い危険防止につとめること。また停留所等の利用のマナーを厳守すること。
- ④歩道通行を守り、横に並んで歩行しないこと。また、道路の横断には、特に気をつけること。

## VII 携帯情報端末について

1. スマートフォンやタブレットなどの携帯情報端末は、原則、学習活動中は電源を切り、各自で責任をもって保管する。
2. 休み時間や放課後等は、学習活動に支障がでないよう適切に使用する。
3. 学習活動等で使用する場合は、担当者の指示に従う。
4. 情報の発信に際しては、法令、その他公序良俗に反しないように注意するとともに、誹謗中傷にあたる行為は行わない。
5. 学校内のコンセントを用いて充電を行わない。
6. 上記の条件が守れないようであれば、端末を一時預かり使用を禁止する。

## 車両運転による通学について

### 1. 自転車通学の許可について

- ①自転車通学は、自転車保険等への加入を必要とし、校長の許可を受けること。
- ②自転車通学を希望するものは、学校所定の用紙に必要事項を記入し保護者連署の上、校長に許可願を提出すること。
- ③自転車通学生の心得。自転車通学生は次の注意事項を守り絶対に事故をおこさないこと。
  - (ア) 身分証明書を携帯すること。
  - (イ) 届け出の通学路を厳守すること。
  - (ウ) 法令を遵守すること。
  - (エ) 許可期間を厳守すること。但し期間中といえども降雪等により道路事情が悪くなったときは停止すること。
  - (オ) 交通法規を厳守すること。
    - ・歩行者優先、こども、高齢者には特に注意をすること。
    - ・道路の左側を一行で進み、並進しないこと。
    - ・手ばなし、片手運転、ながら運転、二人乗りはしないこと。サンダル等をはいて乗らないこと。
    - ・雨天の時、傘の使用はしないこと。
    - ・暗くなったときは必ず前灯をつけること。

## 2. 自転車以外の車両通学について

①いかなる車両も利用しないこと。

## 3. 車両運転免許取得について

①車両運転免許については許可制とし、無断での免許取得は厳禁とする。

②使用目的が明確でないものは取得しないこと。

③免許取得を希望する生徒は、学校所定の用紙に必要事項を記入し保護者連署の上、校長に許可願を提出すること。

④免許取得の時期については次の通りとし、原則としてそのための欠席・欠課はしないこと。

⑤自動車学校入校手続きは、就職内定を得た者、または11月1日以降とし、所定の手続きを経てから入校可能とする。

⑥取得した免許証は、卒業式終了時まで保護者が責任をもって預け、一切運転しないこと。

⑦自動二輪車（バイク）の免許取得は禁止とする。

## アルバイトの心得

アルバイトについて原則的には、生徒及び保護者の「届け出」が必要であり、以下の事項をよく理解の上、自覚と責任をもって申し出ること。なお、アルバイトを希望する場合は必ず担任と連絡をとること。

1. 次の事項に該当する場合は認めないか、アルバイト中であっても禁止とする。

①学習意欲に乏しく、成績不振の場合

②遅刻・欠席などが多い場合

③非行事故を起こした場合

④居酒屋など、アルコール類の販売を主とする飲食店や、危険有害業務

2. アルバイト時間は法令を遵守すること。また、アルバイト終了が夜間になる場合は午後10時までには帰宅すること

3. アルバイト中は社会人と接触する機会が多くなるので、飲酒・喫煙などの非行には十分注意すること。

4. アルバイト中は「身分証明書」を常に携行すること。

5. アルバイト中は、雇用先の規則を厳守し、真面目に仕事をするよう心がけること。

(昭和58年3月改正)

(昭和59年4月一部改正)

(平成16年4月一部改正)

(平成29年4月一部改正)

(平成30年4月一部改正)

(平成31年4月一部改正)

(令和 3年4月一部改正)

(令和 4年4月全面改正)

# 北海道野幌高等学校生徒会会則

## 第 1 章 名称及び目的

(名 称)

第 1 条 本会は、北海道野幌高等学校生徒会と称する。

(目 的)

第 2 条 本会の目的は、会員相互の学校生活の改善と向上をはかる諸問題を自主的に運営し、心身を鍛練し会員相互の親睦と協力によって連帯感を高め、健全な校風と楽しい学校生活を確立すると共に集団活動を通し、良識ある社会人となる資質を養うことにある。

第 3 条 本会は、本校生徒全員をもって構成する。

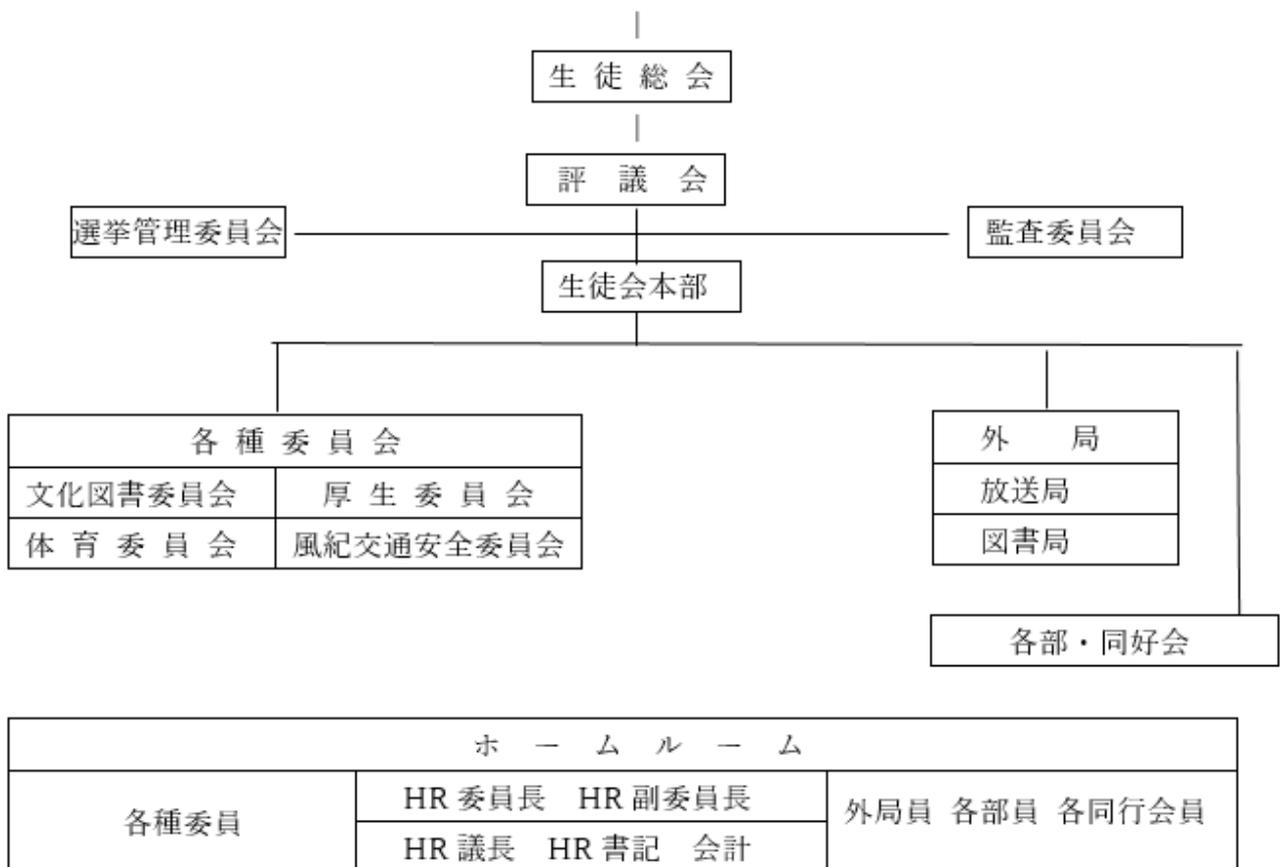
第 4 条 会員は、本会則を尊重し、第 2 条目的達成のため積極的に参加協力する義務を負う。

第 5 条 本会は、第 2 条目的達成のため校則にのっとり、常に会員としての自覚と責任において担当教師の指導助言を得ながら民主的に運営され、その議決事項については学校長の承認を得るものとする。

## 第 2 章 組 織

第 6 条 本会には、第 2 条達成のため次の機関をおく。

(生徒会組織図)



第 7 条 本会は、第 6 条のほか、必要に応じて、他の機関を設置することができる。ただし、評議会で承認を得るものとする。

### 第 1 節 生徒総会

第 8 条 総会は、本生徒会会員によって構成され、その議決事項については、第 5 条による。

第 9 条 総会は、年 1 回 5 月とし、会長がこれを召集する。また、会長は総会の議題を原則として、7 日前に全会員に公示しなければならない。

第 10 条 総会においては次の事項を審議承認する。

1. 年間事業に関する事項
2. 予算・決算に関する事項
3. 規約の制定及び改正に関する事項
4. 監査委員長の承認に関する事項
5. その他、必要と認められた事項

第 11 条 総会には次の役員をおく。

議 長 1 名 選出については評議会による指名とし、総会で承認を得る。

副議長 1 名 議長指名とし総会で承認を得る。

書 記 2 名 生徒会本部の書記が兼ねる。

第 12 条 総会は、全会員の 3 分の 2 以上を定足数として、議決数は出席人員の 3 分の 2 以上の賛成人員をもって決定する。

### 第 2 節 生徒会本部

第 13 条 生徒会本部は、生徒会活動を円滑に運営するための企画立案をし、執行を代表する機関である。

第 14 条 生徒会本部は、次の役員（通称、生徒会役員）をもって構成する。

< 会員全体の選挙により選出する役員 >（選挙に関する事項は別に定める。）

1. 会 長 1 名 生徒会本部を統轄し、本会を代表する。
2. 副会長 2 名 会長を補佐し、事故あるときはこれを代行する。
3. 書 記 2 名 生徒会本部に関する事務をつかさどる。
4. 会 計 2 名 本会の会計事務をつかさどる。
5. 監査委員長 1 名 監査及び備品の保管・管理

< 各委員会の互選により選出する役員 >

6. 文化図書委員長
7. 体育委員長
8. 厚生委員長
9. 風紀交通安全委員長

< 監査委員長の指名により選出する役員 >

10. 監査委員（4 名まで）

### 第 3 節 評議会

第 15 条 評議会は、生徒総会に準ずる本会の議決機関であり、生徒会本部役員と各ホームルームより選出された 2 名の評議員をもって構成する。ただし、議決権は評議員のみとする。

また、評議員は、審議の内容について、ホームルームで随時報告・審議する義務がある。

第 16 条 評議会は、次の場合生徒会長が招集する。

1. 生徒会本部からの要請があった場合
2. 評議員の 2 分の 1 以上の要請があった場合

第 17 条 評議会における審議、議決の内容は次の通りである。

1. 第 10 条に関わる事項
2. 部・同好会の改廃、新設に関する事項
3. その他、第 10 条に基づいた事項

第 18 条 評議会は、委員の 3 分の 2 以上の出席を定足数とする。議決数は、重要事項については出席人員の 3 分の 2 以上の賛成人員をもって決定する。その他の諸問題は、過半数で決定する。重要事項の判定は、生徒会長が評議会に諮って行う。

第 19 条 評議会の議決事項は第 5 条によるものとする。

### 第 4 節 各種委員会

第 20 条 各種委員会として、次の委員会をおく。

1. 文化図書委員会
2. 体育委員会
3. 厚生委員会
4. 風紀交通安全委員会

第 21 条 各委員会は、各ホームルームにおける活動と連携をとり、運営するものとする。

第 22 条 各委員会は、ホームルームの各委員 2 名より構成され、その委員の互選により選出された次の役員をおく。

1. 委員長 1 名 委員会を代表し、会務を統轄する。
2. 副委員長 1 名 委員長を補佐代行する。
3. 書記 1 名 委員会に関する事務をつかさどる。

(文化図書委員会)

第 23 条 文化図書委員会は、会員の文化・教養の向上、図書室利用の促進をはかるため、生徒会本部と協力して次の事項を行う。

1. 文化的行事の企画・立案・執行に関する事項
2. 生徒会機関誌の企画・編集・発行に関する事項
3. 図書室の利用、環境整備に関する事項
4. その他会員の文化向上に関する事項
5. 各委員会活動との連絡調整

(体育委員会)

第24条 体育委員会は、ホームルームにおける体育的活動と連携し、会員の体育向上をはかるため、生徒会本部と協力して次の事項を行う。

1. 体育的行事の企画・立案・執行に関する事項
2. その他会員の体力向上に関する事項
3. 各委員会活動との連絡調整

(厚生委員会)

第25条 厚生委員会は、会員の健康な生活の増進及び安全な生活環境の美化整備をはかるため、次の事項を行う。

1. 会員の福利厚生活動に関する事項
2. 学校内外の清掃・美化の推進に関する事項
3. 保健的・学校行事の協力活動に関する事項
4. 校舎校具等の愛護に関する事項
5. その他会員の健康安全に関する事項
6. 各委員会活動との連絡調整

(風紀交通安全委員会)

第26条 風紀・交通安全委員会は、会員の学校内外における生活規律の維持、交通道德の意識高揚等をはかるため、次の事項を行う。

1. 学校内外の風紀改善、交通安全の意識高揚に関する事項
2. 学校週番の組織及び活動に関する事項
3. 学校行事の協力に関する事項
4. その他会員の風紀、交通安全に関する事項
5. 各委員会活動との連絡調整

## 第5節 監査委員会

第27条 本委員会は、生徒会の適正な会計の監査及び備品の保管・管理等につとめ、生徒会活動の円滑な運営に寄与する機関である。

第28条 本委員会に次の役員をおく。

1. 委員長1名 本会を代表し、会を統轄する。
2. 委員4名 委員長の指名により評議会の承認をうける。

第29条 本委員会は次の事項を行う。

1. 事業会計監査及び備品の管理に関する事項
2. 生徒会本部・各委員会・各部・同好会・外局との予算執行についての連絡調整
3. 生徒総会または評議会での会計監査の報告
4. 監査委員は会計監査のために各委員会を傍聴しなければならない。

## 第 6 節 選挙管理委員会

第 30 条 本委員会は、生徒会本部役員の選挙を管理運営する機関であって選挙に関する一切の事務をつかさどる。

第 31 条 本委員会は、各ホームルームより選出された 1 名によって構成され、委員の互選により、次の役員をおく。

1. 委員長 1 名
2. 副委員長 1 名

第 32 条 本委員会は、次の事項を行う。

1. 選挙日程及び要項の公示
2. 候補者の受付と公示
3. 立会演説会の開催
4. 投票・開票の管理及び結果の公示
5. 当選者・信任者の公示
6. 選挙違反の確認と処置

第 33 条 選挙規定は、別に定めるものとする。

## 第 7 節 部および同好会

第 34 条 部および同好会は、共通の趣旨と関心をもつ会員相互の親睦とその分野における研修を深め、自主性及び協調性を養うことを目的とする。

第 35 条 部および同好会は、会員中の同好者によって組織され、その設置及び廃止については、生徒会本部が提案し、評議会で審議決定する。

第 36 条 各部に部員の互選により、次の役員をおく。

1. 部長 1 名
2. 副部長 1 名

第 37 条 各部長は、評議会及び生徒会本部の要請があった場合は、当該部の活動状況についての資料を提出しなければならない。

第 38 条 必要により、別に細則を定めることができる。

## 第 8 節 外局

第 39 条 外局は、本来学校が管理運営する教育活動に生徒が協力することを目的とする活動であって、必要に応じて学校が設置し、局員を募集することができる。

第 40 条 各局は、生徒会の方針に基づいた年間計画を立てて活動する。

第 41 条 各局に必要な経費は、生徒会予算の中で行われ、その予算の審議は、部および同好会の予算と同じ時期に行うものとする。

### 第 3 章 任 期

第 4 2 条 各役員任期は、次のとおりとする。

1. 生徒会本部役員任期は、10月1日から翌年9月30日までの1年間とする。
2. 体育委員、選挙管理委員任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、評議委員及びその他の各委員任期は、4月1日から9月30日と10月1日から翌年3月31日までの各半年間とする。

第 4 3 条 各種委員会委員長以外の生徒会本部役員は、HR役員と兼任できない。

### 第 4 章 会 計

第 4 4 条 本会の活動に関する諸経費は、生徒会入会金、生徒会費、事業収入、寄付金その他の収入によりまかなうものとする。

第 4 5 条 会員は、毎年定められた会費を納入しなければならない。

第 4 6 条 本会の予算は、生徒会本部が各委員会からの原案に基づき編成し、評議委員会の議決を経て、生徒総会の承認を得るものとする。

第 4 7 条 入会金および生徒会費は次のとおりとする。

入会金 1,000円(入会時) 会費 年額 9,000円(平成10年度より実施)

第 4 8 条 経費の支出は、予算に基づき生徒会会計が行う。

第 4 9 条 会計処理について、次のとおりとする。

1. 物品の購入等は生徒会支出回議書に納品書・請求書等関係書類等を添付して請求する。事後支払いの場合、領収書等は1週間以内に提出する。
2. その他、会計事務処理については、別に定めるものとする。

第 5 0 条 部費、外局費の支出請求は2月末日までとし、残額は当該部局の次年度予算に繰り入れない。

第 5 1 条 遠征旅費の支出については、対外活動経費規程によるものとする。

第 5 2 条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

### 第 5 章 附 則

第 5 3 条 本会の会則は、昭和48年5月24日より施行する。

平成	6年	4月	1日	一部改定
平成	20年	4月	25日	一部改定
平成	24年	4月	1日	一部改定
令和	3年	10月	4日	一部改定
令和	4年	4月	1日	一部改定